

定期報告書の提出に当たっての注意事項

- 1 定期報告書は、農場ごとに作成して、愛知県西部家畜保健衛生所に提出してください。
- 2 報告者は、家畜（牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）の所有者（別に管理者がいる場合は、その者）となります。
- 3 報告の期日等は、以下のとおりです。
 - (1) 報告事項は、その年の2月1日時点のものとしてください。（※1）
 - (2) 報告書の提出期限。
 - 牛・水牛・鹿・馬・めん羊・山羊・豚・いのししの場合。
毎年4月15日
 - 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合。
毎年6月15日
- 4 小規模所有者（※2）における報告事項は、**家畜の種類・頭羽数のみ**となり、**提出書類は定期報告書だけ**となります。飼養衛生管理基準を遵守するための措置の実施状況に関する報告の提出は不要です。
- 5 「飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」について、**様式が変更**されました。自己点検を行い、記入をお願いします。

※1 家畜の飼養頭羽数については、その年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合には、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとしてください。

※2 小規模所有者とは、次の頭羽数の家畜の所有者をいいます。

- ① 牛・水牛・馬の場合1頭
- ② 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合6頭未満
- ③ 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合100羽未満
- ④ だちょうの場合10羽未満

不明な点がございましたら、家畜保健衛生所へ御連絡ください。